

労働組合員三九名
 男 三六名
 女 三名
 労働組合員一名
 女 一名

要求事項・値下の理由を聴取すると共に値下撤廃要求
経過状況・大阪中央特殊相殿所に於て職工側に對し組合側の値下
 は正式工賃決定までの暫定的なるものなるを暗示した
 る結果職工は之を受諾
解決條件・組合側の値下は軍よりの發注工賃決定に至る迄暫定的
 なるものとして履行し、正式工賃決定の後其差額ある
 場合は正式工賃に基き精算することとして解決

財団法人樂本鐵工所労働争議
所在地・大阪市大正區新巖屋町七七
業態・鑄造業
資本金・五五〇万円（金額拂込）
専任主任・阪神皮會長 樂本 勇之助

参加人員・男 労働組合員三八名
 女 労働組合員一名
 計 労働組合員三九名
 女 労働組合員一名